

令和4年度 第1回 吉見町農業委員会総会議事録

招集期日	令和4年4月26日	開催場所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和4年4月26日 同 日	午後 1時30分 午後 3時15分	開会 閉会 議長 伊田由夫
議長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番号	氏名	摘要	番号	氏名	摘要
1	小林 勇	出席	推1	千代間 功	欠席
2	田島 克美	出席	推2	秋庭 諭	出席
3	宮澤 義和	出席	推3	笹野 正人	出席
4	笹野 英三	出席	推4	金子 隆一	出席
5	大澤 明子	出席	推5	大室 穎三	出席
6	伊田 由夫	出席	推6	吉田 克之	出席
7	松本 真一	出席	推7	篠田 邦広	出席
8	小宮 一博	出席	推8	赤間 恵美	出席
9	福田 實	出席			
10	瀬戸 直行	出席			

【農業委員】  
 定員 10名  
 出席 10名  
 欠席 0名

【農地利用最適化推進委員】  
 定員 8名  
 出席 7名  
 欠席 1名

出頭者	
事務局	事務局長 大久保栄樹 事務局長補佐兼農地係長 小林 浩（説明） 事務局 吉澤和巳（書記）
説明者	4番 笹野委員 推6番吉田委員 推8番赤間委員
開会 午後 1時30分	事務局長 開会 会長 あいさつ 議長 会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名、欠席委員0名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員7名、欠席委員1名。
議事録署名人の指名	議長 議事録署名人に、10番瀬戸委員、1番小林委員を指名する。
議案上程	議長 第1号から第4号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。
議案朗読説明 午後 1時35分	事務局 1) 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、規模拡大を図るため農地を取得したいとする申請です。 第2番の案件については、営農型太陽光設備の下部農地で、農地所有適格法人である認定農業者が経営規模の拡大を図るために、20年間の賃借権を設定したいとする申請です。 第3番の案件については、営農型太陽光設備を設置する場合は、農地の空中に区分地上権の権利設定が必要であり、営農は認定農業者が行うことから10年間の区分地上権を設定したいとする申請です。  2) 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第1番の案件については、農地所有適格法人である認定農業者がミョウガ栽培を行い、空中部分に太陽光発電を設置する営農型太陽光設備として、10年間の一時転用を行いたいとする申請です。 第2番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請地を借り受けられることとなつたので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。 第3番の案件については、自己用住宅の建築を計画し、適地を探していたところ、申請

		<p>地を借り受けられることとなったので、自己用住宅敷地として転用したいとする申請です。</p> <p>第4番の案件については、太陽光発電パネルの設置を計画し、適地を探していたところ、申請地を譲り受けられることになったので、太陽光発電施設として転用したいとする申請です。</p>
	3)	<p>第3号議案、農地利用集積計画の決定について議案を朗読する。</p> <p>この案件は、令和4年7月1日に農地中間管理事業分の機構転貸利用権設定を行うため、今回臨時で町から利用集積計画の決定を求められたものです。</p> <p>今回申し出があった農地は計86筆、56, 481m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請の全ての土地が農地中間管理事業であり、農林公社との設定であり、期間が10年となります。</p> <p>また、告示については令和4年4月27日の予定です。</p> <p>詳細は事前に配布いたしました農用地利用集積計画明細表をご覧ください</p>
	4)	<p>第4号議案、農地利用配分計画（案）の決定について議案を朗読する。</p> <p>この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。</p> <p>今回の計画（案）については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地86筆、56, 481m<sup>2</sup>について配分を行うものです。</p> <p>詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。</p>
地区委員会付託 午後 1時40分 再開 午後 1時45分	議長	事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。
	議長	再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 地区的報告 第2号議案3番を北地区、第1号議案2番、3番及び第2号議案1番、4番を西地区、第1号議案1番及び第2号議案2番を西地区の順で報告願います。
	推8番 赤間委員	北地区の案件について報告する。 北地区の案件については1件であります、4月22日に担当委員5名で現地の確認を行ないました。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認についての3番案件について、この案件は、借受人が申請地を借り受けて自己用住宅を建築するための申請です。関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、北地区の担当委員としては問題ないと判断します。

#### 4 番 笹野委員

西地区的案件について報告する。

西地区的案件については4件ありますが、4月23日に担当委員4名で現地の確認を行いました。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について2番の案件について、この案件は、県知事から認定農業者として認定を受けている借受人が、申請地を借り受け経営規模の拡大を図るため、20年間の賃借権を設定する申請です。

自己所有地に隣接する農地であり、一団で営農するため周辺農地への影響はなく、西地区的担当委員としては問題ないと判断します。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について3番の案件について、この案件は、2番の案件と関連するもので、県知事から認定を受けた貸渡人である認定農業者が、自己所有地及び2番の案件の賃借地においてミョウガ栽培を行う営農計画であり、空中部分に営農型発電設備を設置して、借受人が発電事業を行う内容です。

営農型発電設備の場合は、空中に区分地上権の権利設定が必要となり、第2号議案の1番の一時転用と関連しますが、10年間の区分地上権を設定するものであり、一団で営農するため周辺農地への影響はなく、西地区的担当委員としては問題ないと判断します。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について1番案件について、この案件は、第1号議案の2番と3番に関連するもので、貸渡人が営農する土地の空中部分に太陽光発電パネルを設置する営農型発電設備として、農地の全体面積8,965m<sup>2</sup>のうち、支柱が立つ部分の18,6258m<sup>2</sup>を一時転用する申請です。

営農者は、県知事から認定を受けている認定農業者で、ミョウガ栽培を行う営農計画であり、認定農業者の場合は、10年間の一時転用が認められ、一団で営農するため周辺農地への影響はなく、西地区的担当委員としては問題ないと判断します。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について4番案件について、この案件は、太陽光事業に取り組んでいる個人が、申請地を譲り受けて太陽光パネルを設置し、売電事業を行うため農地を転用する申請です。

	<p>関係書類等は添付されており、周辺農地への影響はないことから、西地区の担当委員としては問題ないと判断します</p> <p>推 6 番 吉田委員 南地区の案件について報告する。 南地区の案件については2件であります、4月22日に担当委員4名で現地の確認を行ないました。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について1番の案件について、この案件は、経営規模の拡大のために農地を取得する申請であり、譲受人の耕作地は、適正に管理され、取得要件等に問題はないことから、南地区の担当委員としては問題ないと判断します。 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について2番の案件について、この案件は、借受人が申請地を借り受けて自己用住宅を建築するための申請です。 関係書類等は添付され、開発許可申請も同時に提出されておりますことから、南地区の担当委員としては問題ないと判断します。</p> <p>質疑 午後 1時55分</p> <p>議長 報告が終わり、質疑を開始する。</p> <p>8 番 小宮委員 営農型発電設備に係る許認可の流れを教えて欲しい。また、農作物のミョウガの収穫を確認するのか。</p> <p>事務局 営農型発電設備に係る許認可の流れにつきましては、資料3のとおり3条申請で営農者と地権者間で耕作するための権利設定をし、5条申請で発電事業者と地権者間で支柱部分の一時転用をし、3条申請で発電事業者と地権者の間で農地の上部区間を使うための区分地上権を設定する必要があります。 また、農作物の収穫確認につきましては、資料4ページのとおり生産された農作物に係る状況を毎年報告することと必要な知見を有する者の確認を受けることが一時転用許可の条件になっております。</p>
--	---

	1 番 小林委員	営農型発電設備の下部農地で収穫された農作物の報告は埼玉県へ提出となっているが町の農業委員会に諮るのか。 また、土地所有者は土地を貸し出しことに對してメリット等はあるのか。
	事務局	町の農業委員会に諮らないが報告書は事務局へ提出した後に埼玉県へ提出し、埼玉県が確認等を実施します。 土地所有者と発電事業者とのやりとり等についてはこちらでは把握しておりません。
	7 番 松本委員	営農型発電設備の下部で営農を行うものは、町へ営農計画書を提出しているのか。 また、営農の適切な継続が確保されない場合は許可取り消しになることを発電事業者は把握しているのか。
	事務局	国の通知で明記されているので承知しています。
	9 番 福田委員	営農型発電設備の対象地に赤道が含まれていると思うがどのような対応になるのか。
	事務局	赤道部分は避けて計画をしており、営農型発電設備のためフェンスはありません。
	1 番 小林委員	今回の営農型発電設備の対象地は農振農用地域外だが農振農用地域内の場合でも営農型発電設備は可能なのか。
	事務局	町が農業振興地域整備計画の達成に支障がなく農用地利用計画に適合していると認めれば可能になります。
採決 午後 1時45分	議長	質疑なしと認め採決を開始する。 第1号議案の1番から3番、農地法第3条の規定による許可申請の承認について

		<p>原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p> <p>第2号議案の1番から4番、農地法第5条の規定による許可申請の承認について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p> <p>第3号議案、農地利用集積計画の決定について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p> <p>第4号議案、農地利用配分計画（案）の決定について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p>
次回現地確認の日程 午後 2時20分	議長	次回現地確認の日程を確認する。
	東地区 推2番 秋庭委員	5月23日 午後 4時30分から 東野ふれあいセンター集合
	西地区 5番 大澤委員	5月20日 午前 8時30分から 農協西吉見支店集合
	南地区 7番 松本委員	5月21日 午前 8時00分から 農協南吉見支店集合
	北地区 9番 福田委員	5月21日 午後 4時30分から 農協北吉見支店集合
報告事項 午後 2時20分	議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
	事務局	1) 市街化区域内農地の転用届出について（報告） <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権移転      南吉見地内 4筆 1, 690m<sup>2</sup></li> <li>                      南吉見地内 2筆 1, 574m<sup>2</sup></li> <li>                      南吉見地内 2筆 1, 436m<sup>2</sup></li> </ul>
	議長	報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。

その他

午後 1時50分

その他について、事務局に説明を求める。

事務局 その他について、資料に基づき説明する。

- 1) 農業委員会総会予定について
- 2) 営農業員会事務の実施状況の公表について
- 3) 活動記録簿について

議長 その他が終わり、質疑を開始する。

8番 小宮委員

昨年度まで提出していたものが今年度からこちらの活動記録簿を提出することでよいのか。  
これまで、主に地区で最適化を実施してきたが今後は個人での活動になるのか。  
また、活動記録簿を提出することに最適化の効果があるのか。

事務局

活動の報告については、これまで月に1日程度の報告でありましたが、今年度は日常の実施されている活動も対象になり、配布させていただきました報告書で毎月目標の日数分提出になります。なお、目標日数については埼玉県農業会議と協議し設定させていただいております。

1番 小林委員

活動記録簿を簡易的なものにできないのか。

事務局

記入していただく部分を色付けしておりますので、そちらの記入をお願いします。

推6番 吉田委員

活動記録簿を提出するのも良いが、もっと遊休農地を解消出来るように対策をしないと意味がないと思う。

事務局

遊休農地対策に活動記録簿を活用していきます。

	<p>9 番 福田委員</p> <p>個人の記録簿の提出に労力が注がれてしまい、地区内の連携等が取りづらくなると思うがどのように対応していくのか。</p>
	<p>事務局 活動記録簿は個人の記録になりますが、地区内での情報交換はこれからも継続をお願いします。また地区内で情報交換をしていただいた場合もその活動を活動記録簿に記入をお願いします。</p>
	<p>8 番 小宮委員</p> <p>活動記録簿の内容と遊休農地の解消に差異が生じないか。</p>
	<p>事務局 活動記録簿での活動になりますので、吉見町全域ではないと思います。遊休農地の数値は農地パトロールで吉見町全域を確認してもらうことから活動記録簿の内容と遊休農地の解消に差異が生じても問題はありません。</p>
閉会 午後 3時15分	<p>1 番 小林委員</p> <p>ここまで内容の提出を求めるなら交付金を受けなくてもよいのではないかと感じる部分もある。交付金が無くても農業委員の仕事はもちろん行うが委員への負担が増えている。この意見を農林水産省や全国農業会議へとあげて欲しい。</p> <p>事務局 今回このような意見があったことを関係機関へ報告させていただきます。</p> <p>議長 次回開催予定 令和4年5月26日（木）午後1時30分開始を確認して閉会する。</p>
その他特に重要と認める事項	

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 4 年 5 月 26 日

議長

伊田由天



署名委員

小秆 順



署名委員

三浦千恵子

